



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月26日金曜日 第192号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則.....（財政課）..... 1

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）.....14

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（障がい福祉課）.....15

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....16

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....16

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....17

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....18

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則等を廃止する規則.....（ " ）.....18

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....18

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（長寿介護課）.....19

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....19

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....20

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....21

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....23

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則.....（ " ）.....25

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....26

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....27

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....28

公安委員会規則

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則.....（警察本部捜査第二課）.....29

規 則

○愛媛県規則第14号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則

（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（規則で定める手数料の金額）	（規則で定める手数料の金額）
<p>第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）別表2の表63の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 豚及び生体重190キログラム未満の牛 1頭につき220円</p> <p>(3) 山羊、めん羊及び生後1箇月未満の乳用子牛 1頭につき140円</p> <p>(4) 生後1箇月未満の山羊及びめん羊 1頭につき130円</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>	<p>第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）別表2の表63の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 豚及び生体重190キログラム未満の牛 1頭につき200円</p> <p>(3) 山羊、めん羊及び生後1箇月未満の乳用子牛 1頭につき60円</p> <p>(4) 生後1箇月未満の山羊及びめん羊 1頭につき20円</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>

- (1) 結核検査 1頭につき570円
- (2) ブルセラ症検査 1頭につき900円
- (3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき1,340円
- (4) トリコモナス症検査 1頭につき230円
- (5) 牛カンピロバクター症検査 1頭につき240円
- (6) トキソプラズマ症検査 1頭につき230円
- (7) 家きんサルモネラ症検査 1羽につき60円
- (8) ふそ病検査 1群につき70円
- (9) ビロプラズマ症検査 1頭につき250円
- (10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき330円
- (11) ヨーネ病エライザ法による検査 1頭につき750円
- (12) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査 1頭につき2,320円

- (13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき2,770円

3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき720円
- (2) 中家畜 1頭につき480円
- (3) 小家畜 1頭につき280円

4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 炭そ血清の注射 1頭につき1,230円
- (2) 破傷風血清の注射 1頭につき1,230円
- (3) 豚丹毒血清の注射 1頭につき1,220円
- (4) 炭そ予防の注射 1頭につき400円
- (5) 破傷風予防の注射 1頭につき480円
- (6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき480円
- (7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき730円
- (8) 日本脳炎及びバルボウイルス感染症予防の注射 1頭につき1,470円
- (9) 豚熱予防(生ワクチン)の注射 1頭につき350円
- (10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき290円
- (11) 省略
- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき550円
- (13) 省略
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき510円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき220円
- (2) 中家畜 1頭につき220円
- (3) 小家畜 1群につき220円

6 省略

- (1) 結核検査 1頭につき210円
- (2) ブルセラ症検査 1頭につき200円
- (3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき1,300円
- (4) トリコモナス症検査 1頭につき220円
- (5) 牛カンピロバクター症検査 1頭につき210円
- (6) トキソプラズマ症検査 1頭につき220円
- (7) 家きんサルモネラ症検査 1羽につき50円
- (8) ふそ病検査 1群につき60円
- (9) ビロプラズマ症検査 1頭につき210円
- (10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき310円
- (11) ヨーネ病エライザ法による検査 1頭につき600円
- (12) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査 1頭につき2,300円

- (13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき2,700円

3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき700円
- (2) 中家畜 1頭につき460円
- (3) 小家畜 1頭につき260円

4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 炭そ血清の注射 1頭につき1,200円
- (2) 破傷風血清の注射 1頭につき1,200円
- (3) 豚丹毒血清の注射 1頭につき1,200円
- (4) 炭そ予防の注射 1頭につき360円
- (5) 破傷風予防の注射 1頭につき470円
- (6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき470円
- (7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき720円
- (8) 日本脳炎及びバルボウイルス感染症予防の注射 1頭につき1,400円
- (9) 豚熱予防(生ワクチン)の注射 1頭につき330円
- (10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき280円
- (11) 省略
- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき540円
- (13) 省略
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき500円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき210円
- (2) 中家畜 1頭につき210円
- (3) 小家畜 1群につき210円

6 省略

(愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表					別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1 食品	省略				1 食品	省略			

	一斉試験法による 残留農薬等又は残 留動物用医薬品等 の試験（30項目以 上の一斉試験）	1キロ グラム 以上	1項目	<u>1,300円</u>		一斉試験法による 残留農薬等又は残 留動物用医薬品等 の試験（30項目以 上の一斉試験）	1キロ グラム 以上	1項目	<u>1,100円</u>		
	省略					省略					
2・3	省略					2・3	省略				
4	薬品及び 化粧品その 他	省略				4	薬品及び 化粧品その 他	省略			
		物理試験	同	1項目	<u>5,280円</u>			物理試験	同	1項目	<u>5,270円</u>
		省略						省略			
		純度試験	同	同	<u>5,180円</u>			純度試験	同	同	<u>5,170円</u>
		省略						省略			
		生理処理用品基準 試験（医薬部外 品）	30個以 上	同	<u>15,470円</u>			生理処理用品基準 試験（医薬部外 品）	30個以 上	同	<u>15,460円</u>
		同（医療機器）	同	同	<u>17,320円</u>			同（医療機器）	同	同	<u>17,310円</u>
	無菌試験		1項目	<u>17,090円</u>		無菌試験		1項目	<u>17,080円</u>		
5	家庭用品	省略				5	家庭用品	省略			
		定量試験（機器分 析によるもの）	同	同	<u>33,330円</u>			定量試験（機器分 析によるもの）	同	同	<u>27,600円</u>
		定量試験（その他 のもの）	同	同	<u>3,340円</u>			定量試験（その他 のもの）	同	同	<u>3,330円</u>
6	温泉及び 鉱泉	鉱泉分析	10リッ トル	1検体	<u>72,420円</u>	6	温泉及び 鉱泉	鉱泉分析	10リッ トル	1検体	<u>67,440円</u>
		小分析	5リッ トル	同	<u>26,720円</u>			小分析	5リッ トル	同	<u>24,900円</u>
		省略						省略			
		定性試験	1.8リ ットル	1項目	<u>2,360円</u>			定性試験	1.8リ ットル	1項目	<u>2,350円</u>
		定量試験	同	同	<u>3,690円</u>			定量試験	同	同	<u>3,230円</u>
		温泉付随ガス分析	適当量	同	<u>15,710円</u>			温泉付随ガス分析	適当量	同	<u>15,700円</u>
7	飲料水	ア 理化学試験 （亜硝酸態窒 素、硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒 素、塩化物イオ ン、有機物（全 有機炭素（TO C）の量）、p H値、味、臭 気、色度、濁 度）	1.8リ ットル	1検体	<u>5,890円</u>	7	飲料水	ア 理化学試験 （亜硝酸態窒 素、硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒 素、塩化物イオ ン、有機物（全 有機炭素（TO C）の量）、p H値、味、臭 気、色度、濁 度）	1.8リ ットル	1検体	<u>5,720円</u>
		イ アの項試験項 目の欄に掲げる 理化学試験に合 わせて行う定量 試験（鉄及びそ の化合物、マン ガン及びその化	同	1項目	<u>1,440円</u>			イ アの項試験項 目の欄に掲げる 理化学試験に合 わせて行う定量 試験（鉄及びそ の化合物、マン ガン及びその化	同	1項目	<u>1,400円</u>

		合物、フッ素及びその化合物、硬度)						合物、フッ素及びその化合物、硬度)			
		ウ 省略						ウ 省略			
8 水道水	ア 項目別 理化 学 試 験	(ア) 無機物質・重金属試験	1.8リットル	1項目	3,310円	8 水道水	ア 項目別 理化 学 試 験	(ア) 無機物質・重金属試験	1.8リットル	1項目	3,220円
		(イ) 一般有機化学物質試験	7.0リットル	同	3,320円			(イ) 一般有機化学物質試験	7.0リットル	同	3,230円
		(ウ) 消毒副生成物試験	適当量	同	3,440円			(ウ) 消毒副生成物試験	適当量	同	3,340円
		(エ) 基礎的性状項目試験	1リットル	同	530円			(エ) 基礎的性状項目試験	1リットル	同	520円
	イ	理化試験 (塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)	1.8リットル	1検体	4,360円		イ	理化試験 (塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)	1.8リットル	1検体	4,240円
	ウ	イの項試験項目の欄に掲げる理化試験に合わせて行う定量試験(鉄及びその化合物、マンガ及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)	同	1項目	1,440円		ウ	イの項試験項目の欄に掲げる理化試験に合わせて行う定量試験(鉄及びその化合物、マンガ及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)	同	1項目	1,400円
	エ~ク	省略					エ~ク	省略			
	ケ	農薬分析	同	1項目	17,360円		ケ	農薬分析	同	1項目	17,350円
9~13	省略					9~13	省略				
14	毒性検査	微生物試験		1検体	19,090円	14	毒性検査	微生物試験		1検体	19,080円
15~19	省略					15~19	省略				
20	免疫学的 検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略				20	免疫学的 検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
		同 (HLA遺伝子Bローカス検査)		同	10,090円			同 (HLA遺伝子Bローカス検査)		同	9,710円
		省略						省略			
	同 (クロスマッチ検査(CDC法))		同	11,690円		同 (クロスマッチ検査(CDC法))		同	5,920円		

	同 (クロスマッチ検査(FCXM法))		同	41,340円
21 省略				
22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査 省略		1検体	6,540円
23~26 省略				

	同 (クロスマッチ検査(FCXM法))		同	35,550円
21 省略				
22 遺伝子学的検査	遺伝子増幅検査 省略		1検体	6,490円
23~26 省略				

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
使 用 料						使 用 料						
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	
技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1~14 省略				技術 開発 関係	機械 金属 用機 器	1~14 省略				
		15 顕微鏡試料研磨機	1時間	<u>1,100円</u>				15 顕微鏡試料研磨機	1時間	990円		
		16~32 省略						16~32 省略				
		33 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,860円</u>				33 放電プラズマ焼結機	1時間	<u>2,750円</u>		
		34~36 省略						34~36 省略				
		37 NCフライス盤	1時間	<u>1,210円</u>				37 NCフライス盤	1時間	<u>1,100円</u>		
		38~40 省略						38~40 省略				
	電子 用機 器	電子 用機 器	1 省略				電子 用機 器	電子 用機 器	1 省略			
			2 波形解析システム	1時間	<u>550円</u>				2 波形解析システム	1時間	<u>440円</u>	
			3 電子計測システム	1時間	<u>550円</u>				3 電子計測システム	1時間	<u>440円</u>	
			4~8 省略						4~8 省略			
			9 複合環境試験装置	1時間	<u>1,210円</u>				9 複合環境試験装置	1時間	<u>1,100円</u>	
			10 冷熱衝撃試験装置	1時間	<u>1,210円</u>				10 冷熱衝撃試験装置	1時間	<u>1,100円</u>	
			11 省略						11 省略			
			12 耐電圧試験装置	1時間	<u>550円</u>				12 耐電圧試験装置	1時間	<u>440円</u>	
			13~17 省略						13~17 省略			
			18 電磁界理論解析システム	1時間	<u>550円</u>				18 電磁界理論解析システム	1時間	<u>440円</u>	
			19~21 省略						19~21 省略			
			22 電力充放電システム	1時間	<u>1,100円</u>				22 電力充放電システム	1時間	990円	
			23~28 省略						23~28 省略			
			29 シグナルアナライザ	1時間	<u>440円</u>							
			30 EMIレシーバ	1時間	<u>440円</u>							
			31 ベクトル信号発生器	1時間	<u>770円</u>							
			32 ハンドヘルドスペクトラムアナライザ	1時間	<u>880円</u>							
			33 5Gオープン実験室	1時間	<u>2,640円</u>							

化学 用機 器	1 ~ 5 省略				
	6 押し成形機	1時間	1,980円		
	7 ~ 15 省略				
	16 万能材料試験機	1時間	550円		
	17 射出成形機	1時間	1,870円		
	18 ~ 29 省略				
	30 ガスクロマトグラフ 飛行時間質量分析計	1時間	770円		
	31 ~ 39 省略				
食品 産業 関係 加工 用機 器	1 超遠心分離機	1時間	660円		
	2 ~ 13 省略				
	14 遠赤外線焼物機	1時間	660円		
	15 ~ 38 省略				
	39 糖鎖分析装置	1時間	660円		
	40 ~ 66 省略				
窯業 関係 焼成 窯及 び炉	1 電気炉	1回	13,090円	省略	
	2 電気炉	1回	8,910円	省略	
	3 電気炉	1回	6,820円	省略	
	4 焼結試験装置	1回	1,980円		
	5 ガス炉	1回	7,260円	省略	
	6 ガス炉	1回	4,180円	省略	
窯業 用機 器	1 ~ 7 省略				
	8 フィルタープレス	1時間	880円		
	9 ~ 17 省略				
	18 赤外線水分計	1時間	550円		
	19 省略				
	20 高速混合混練機	1時間	660円		
	21 ~ 24 省略				
	25 赤外線放射特性計測 装置	1時間	550円		
	26 セラミック円筒研削 盤	1時間	660円		
	27 省略				
	28 フレットミル	1時間	550円		
	29・30 省略				
	31 大型乾燥機	1時間	770円		
	32 X線分析システム	1時間	1,870円		
33 ~ 42 省略					
43 棟瓦用耐震試験機	1時間	660円			
繊維 産業 関係 染織 用機 器	1 ~ 5 省略				
	6 アレンジワインダー	1時間	550円		
	7 省略				
	8 高温高圧製品染色処 理機	1時間	1,320円		
化学 用機 器	1 ~ 5 省略				
	6 押し成形機	1時間	1,870円		
	7 ~ 15 省略				
	16 万能材料試験機	1時間	440円		
	17 射出成形機	1時間	1,760円		
	18 ~ 29 省略				
	30 ガスクロマトグラフ 飛行時間質量分析計	1時間	660円		
	31 ~ 39 省略				
食品 産業 関係 加工 用機 器	1 超遠心分離機	1時間	550円		
	2 ~ 13 省略				
	14 遠赤外線焼物機	1時間	550円		
	15 ~ 38 省略				
	39 糖鎖分析装置	1時間	550円		
	40 ~ 66 省略				
窯業 関係 焼成 窯及 び炉	1 電気炉	1回	9,570円	省略	
	2 電気炉	1回	6,600円	省略	
	3 電気炉	1回	5,060円	省略	
	4 焼結試験装置	1回	1,430円		
	5 ガス炉	1回	7,040円	省略	
	6 ガス炉	1回	3,960円	省略	
窯業 用機 器	1 ~ 7 省略				
	8 フィルタープレス	1時間	770円		
	9 ~ 17 省略				
	18 赤外線水分計	1時間	440円		
	19 省略				
	20 高速混合混練機	1時間	550円		
	21 ~ 24 省略				
	25 赤外線放射特性計測 装置	1時間	440円		
	26 セラミック円筒研削 盤	1時間	550円		
	27 省略				
	28 フレットミル	1時間	440円		
	29・30 省略				
	31 大型乾燥機	1時間	660円		
	32 X線分析システム	1時間	1,650円		
33 ~ 42 省略					
43 棟瓦用耐震試験機	1時間	550円			
繊維 産業 関係 染織 用機 器	1 ~ 5 省略				
	6 アレンジワインダー	1時間	440円		
	7 省略				
	8 高温高圧製品染色処 理機	1時間	1,210円		

		9 デザイン企画総合支援システム	1時間	770円	
		10~32 省略			
		33 ハイスピードカメラ	1時間	550円	
		34~39 省略			
		40 原子吸光分光光度計	1時間	880円	
		41 ガス蒸気吸着量測定装置	1時間	550円	
		42 タオル織物試作支援システム	1時間	440円	
紙産業関係	省略				
	製紙用機器	1~3 省略			
		4 抄紙機	1時間	13,530円	
		5~21 省略			
	紙加工用機器	1 省略			
		2 多目的不織布製造装置	1時間	8,690円	
		3~7 省略			
		8 ロータリースクリーンコーター	1時間	1,650円	
		9 マルチコーター	1時間	7,480円	
		10~13 省略			
省略					
化学試験用機器	1~10 省略				
		11 ホットスターラー	1時間	550円	
		12~17 省略			
		18 デジタルマイクロスコープ	1時間	550円	
		19 省略			
		20 固液界面解析システム	1時間	550円	
		21・22 省略			
		23 クリーンベンチ	1時間	550円	
		24・25 省略			
		26 熱分析装置	1時間	770円	
		27~35 省略			
		36 X線CT	1時間	550円	
		37 省略			
		38 超高速液体クロマトグラフ	1時間	660円	
	39~41 省略				
省略					

注 省略

手 数 料

		9 デザイン企画総合支援システム	1時間	660円	
		10~32 省略			
		33 ハイスピードカメラ	1時間	440円	
		34~39 省略			
紙産業関係	省略				
	製紙用機器	1~3 省略			
		4 抄紙機	1時間	12,760円	
		5~21 省略			
	紙加工用機器	1 省略			
		2 多目的不織布製造装置	1時間	8,470円	
		3~7 省略			
		8 ロータリースクリーンコーター	1時間	1,540円	
		9 マルチコーター	1時間	5,720円	
		10~13 省略			
省略					
化学試験用機器	1~10 省略				
		11 ホットスターラー	1時間	440円	
		12~17 省略			
		18 デジタルマイクロスコープ	1時間	440円	
		19 省略			
		20 固液界面解析システム	1時間	440円	
		21・22 省略			
		23 クリーンベンチ	1時間	440円	
		24・25 省略			
		26 熱分析装置	1時間	660円	
		27~35 省略			
		36 X線CT	1時間	440円	
		37 省略			
		38 超高速液体クロマトグラフ	1時間	550円	
	39~41 省略				
省略					

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1～6 省略		円	円	円
		7 工業用水及び び廃水に関する 試験				
		化学試験	1件	8,250	5,830	省略
		8 その他の化 学試験及び物 理試験				
	(1) 省略					
	(2) 物理試験	1件	5,610	2,970	省略	
図案 調製 等	1 図案調製	1件	34,210			
	2 省略					
食品 産業 関係	試験	1 食品類に関 する試験				
		(1) 微生物	1件	11,550	8,140	5,390
		(2) 酵素	1件	8,690	8,250	省略
		(3) 食品添加 物	1件	10,120	省略	
		(4) 省略				
	(5) 容器又は 包装	1件	15,620	8,250	4,070	
2 省略						
窯業 関係	試験	1 省略				
		2 一般物理的 性能試験				
		(1) 粉末細度	1件		5,940	3,850
		(2)・(3) 省略				
		(4) 耐風試験	1件	10,780		
		(5) 省略				
		3 耐火度試験	1件	11,550		
	4 省略					
	5 耐寒度試験	1件	14,190			
	6 省略					
7 焼成試験	(1) ガス炉	1件	32,670	16,390		
	(2) 電気炉	1件	30,250			
はい 土、 薬、 顔料 等調	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	31,900			

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1～6 省略		円	円	円
		7 工業用水及び び廃水に関する 試験				
		化学試験	1件	8,250	5,720	省略
		8 その他の化 学試験及び物 理試験				
	(1) 省略					
	(2) 物理試験	1件	5,610	2,860	省略	
図案 調製 等	1 図案調製	1件	34,100			
	2 省略					
食品 産業 関係	試験	1 食品類に関 する試験				
		(1) 微生物	1件	11,550	8,140	5,280
		(2) 酵素	1件	8,690	8,140	省略
		(3) 食品添加 物	1件	10,010	省略	
		(4) 省略				
	(5) 容器又は 包装	1件	15,620	8,250	3,960	
2 省略						
窯業 関係	試験	1 省略				
		2 一般物理的 性能試験				
		(1) 粉末細度	1件		5,720	3,740
		(2)・(3) 省略				
		(4) 耐風試験	1件	10,670		
		(5) 省略				
		3 耐火度試験	1件	11,440		
	4 省略					
	5 耐寒度試験	1件	11,990			
	6 省略					
7 焼成試験	(1) ガス炉	1件	31,900	15,950		
	(2) 電気炉	1件	26,620			
はい 土、 薬、 顔料 等調	はい土、ゆう 薬、顔料等調製 及び加工	1件	30,030			

繊維 産業 関係	製及び加工								
	省略								
	試験	1 省略							
		2 物理試験	1件	3,850	1,870	<u>1,760</u>			
	染織 整理 等試 作加 工	1・2 省略							
		3 より系 (1)・(2) 省略							
		(3) 強より	1キロ グラム		2,970	<u>2,530</u>			
		(4) 節系	1キロ グラム		3,960	<u>1,870</u>			
		4 製織 (1)~(3) 省略 (4) ジャガード パイル織物 (5)・(6) 省略 (7) 特殊パイ ル織物 (8) 省略	1メー トル	1,540	990	省略			
	5 省略								
省略									
紙産 業関 係	試験	1 省略							
		2 化学試験	1件	<u>15,180</u>	<u>8,800</u>	省略			
	3 応用試験	(1) 紙葉調製	1件	<u>12,210</u>					
		(2) こう解試 験	1件		<u>9,020</u>	省略			
共通	分析	1 省略							
		2 定量分析	1成分	7,260	6,050	<u>2,860</u>			
		3 省略							
	省略								

注 省略

繊維 産業 関係	製及び加工							
	省略							
	試験	1 省略						
		2 物理試験	1件	3,850	1,870	<u>1,650</u>		
	染織 整理 等試 作加 工	1・2 省略						
		3 より系 (1)・(2) 省略						
		(3) 強より	1キロ グラム				2,860	<u>2,420</u>
		(4) 節系	1キロ グラム				3,960	<u>1,760</u>
		4 製織 (1)~(3) 省略 (4) ジャガード パイル織物 (5)・(6) 省略 (7) 特殊パイ ル織物 (8) 省略	1メー トル	1,540	880	省略		
	5 省略							
省略								
紙産 業関 係	試験	1 省略						
		2 化学試験	1件	<u>12,100</u>	<u>8,140</u>	省略		
	3 応用試験	(1) 紙葉調製	1件	<u>11,770</u>				
		(2) こう解試 験	1件		<u>8,910</u>	省略		
共通	分析	1 省略						
		2 定量分析	1成分	7,260	6,050	<u>2,750</u>		
		3 省略						
	省略							

注 省略

(愛媛県家畜種付等手数料規則の一部改正)

第4条 愛媛県家畜種付等手数料規則(昭和31年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
畜種	精液料	注入料		受精卵移植料	畜種	精液料	注入料	自然 交配 料	受精卵移植料
乳牛		1回に <u>1,670</u> つき 円		1回に <u>10,22</u> つき 0円	乳牛		1回に <u>1,550</u> つき 円	—	1回に <u>9,590</u> つき 円

和牛		1 回に <u>1,670</u> つき 円		1 回に <u>10,22</u> つき <u>0円</u>
馬		1 回に <u>1,670</u> つき 円		省略
豚	1 回に 1,060 つき 円	1 回に <u>1,670</u> つき 円		省略
めん羊		1 回に <u>1,670</u> つき 円		省略
山羊		1 回に <u>1,670</u> つき 円		省略

和牛		1 回に <u>1,550</u> つき 円	—	1 回に <u>9,590</u> つき 円
馬		1 回に <u>1,550</u> つき 円	—	省略
豚	1 回に 1,060 つき 円	1 回に <u>1,550</u> つき 円	<u>1,32</u> 0円	省略
めん羊		1 回に <u>1,550</u> つき 円	—	省略
山羊		1 回に <u>1,550</u> つき 円	—	省略

(愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正)

第5条 愛媛県農林水産研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第17条関係)				別表(第17条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
種 別	細 別	単 位	金 額	種 別	細 別	単 位	金 額
肥料の定量分析	水分分析	1 件につき	<u>2,000円</u>	肥料の定量分析	水分分析	1 件につき	<u>1,240円</u>
	窒素分析	1 件につき	<u>4,600円</u>		窒素分析	1 件につき	<u>4,590円</u>
	りん酸分析	1 件につき	<u>4,500円</u>		りん酸分析	1 件につき	<u>4,460円</u>
	加里分析	1 件につき	<u>5,700円</u>		加里分析	1 件につき	<u>5,540円</u>
	苦土分析	1 件につき	<u>5,700円</u>		苦土分析	1 件につき	<u>5,540円</u>
	マンガン分析	1 件につき	<u>5,900円</u>		マンガン分析	1 件につき	<u>5,540円</u>
	アルカリ分分析	1 件につき	<u>4,700円</u>		アルカリ分分析	1 件につき	<u>4,580円</u>
	省略				省略		
土壌の定量分析	窒素分析	1 件につき	<u>4,800円</u>	土壌の定量分析	窒素分析	1 件につき	<u>4,410円</u>
	有効態りん酸分析	1 件につき	<u>3,700円</u>		有効態りん酸分析	1 件につき	<u>3,350円</u>
	置換性加里分析	1 件につき	<u>4,700円</u>		置換性加里分析	1 件につき	<u>4,370円</u>
	置換性石灰分析	1 件につき	<u>4,500円</u>		置換性石灰分析	1 件につき	<u>4,370円</u>
	置換性苦土分析	1 件につき	<u>4,500円</u>		置換性苦土分析	1 件につき	<u>4,370円</u>
	置換性マンガン分析	1 件につき	<u>4,500円</u>		置換性マンガン分析	1 件につき	<u>4,370円</u>
	腐植分析	1 件につき	<u>4,600円</u>		腐植分析	1 件につき	<u>4,410円</u>
	水素イオン濃度分析	1 件につき	<u>1,700円</u>		水素イオン濃度分析	1 件につき	<u>1,400円</u>
	りん酸吸収係数分析	1 件につき	<u>4,600円</u>		りん酸吸収係数分析	1 件につき	<u>4,300円</u>
	省略				省略		
木材の材質試験	含水率測定	1 件につき	<u>5,550円</u>	木材の材質試験	含水率測定	1 件につき	<u>5,470円</u>
	収縮率測定	1 件につき	<u>8,000円</u>		収縮率測定	1 件につき	<u>7,360円</u>
	吸水量測定	1 件につき	<u>8,000円</u>		吸水量測定	1 件につき	<u>7,360円</u>
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>8,760円</u>	木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>8,170円</u>
	引張り試験	1 件につき	<u>8,760円</u>		引張り試験	1 件につき	<u>8,170円</u>
	曲げ試験	1 件につき	<u>8,760円</u>		曲げ試験	1 件につき	<u>8,170円</u>
	せん断試験	1 件につき	<u>8,760円</u>		せん断試験	1 件につき	<u>8,170円</u>
	衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>8,070円</u>		衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>7,420円</u>

	硬さ試験	1件につき	8,760円		硬さ試験	1件につき	8,170円
	くぎ引抜き抵抗試験	1件につき	8,760円		くぎ引抜き抵抗試験	1件につき	8,170円
	剥離試験	1件につき	9,910円		剥離試験	1件につき	9,040円
	面内せん断試験	1件につき	23,840円		面内せん断試験	1件につき	21,670円
	動的弾性係数測定	1件につき	2,800円				
木材の実大強度試験	圧縮試験	1件につき	9,790円				
	引張り試験	1件につき	9,860円				
	曲げ試験	1件につき	9,860円				
	せん断試験	1件につき	9,790円				
	接合部強度試験	1件につき	11,640円				
省略				省略			
養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1件につき	84,000円	養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1件につき	83,000円
2 省略				2 省略			

(愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正)

第6条 愛媛県家畜保健衛生所手数料規則(昭和40年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
家畜保健衛生所手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第2条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。		家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。	
1 省略		1 省略	
2 寄生虫検査のうちふん便検査	1件につき <u>250円</u>	2 寄生虫検査のうちふん便検査	1件につき <u>210円</u>
3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為		3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為	
ア 妊娠鑑定	1件につき <u>1,390円</u>	ア 妊娠鑑定	1件につき <u>1,000円</u>
イ 精液検査	同 <u>1,960円</u>	イ 精液検査	同 <u>1,600円</u>
ウ その他の検査	同 <u>240円</u>	ウ その他の検査	同 <u>200円</u>
エ 去勢	大家畜1頭に <u>5,550円</u> つき 中家畜 同 <u>3,340円</u>	エ 去勢	大家畜1頭に <u>4,100円</u> つき 中家畜 同 <u>2,800円</u>
オ 寄生虫駆除(原虫系状虫を除く)	大家畜 同 <u>230円</u> 中家畜 同 <u>180円</u>	オ 寄生虫駆除(原虫系状虫を除く)	大家畜 同 <u>150円</u> 中家畜 同 <u>100円</u>
カ 第二胃異物摘出	大家畜 同 <u>370円</u>	カ 第二胃異物摘出	大家畜 同 <u>320円</u>

(愛媛県在宅介護研修センター使用規則の一部改正)

第7条 愛媛県在宅介護研修センター使用規則(平成16年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
別表(第6条関係)		別表(第6条関係)		
区分	使用料			
	午前	午後	全日	
	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	
研修室	省略			
	第2研修室	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,100円</u>
	省略			
研修室	省略			
	第2研修室	<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,300円</u>
	省略			

省略				
----	--	--	--	--

注1 省略

2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		使 用 料
研修室	省略	
	第2研修室	460円
	省略	
省略		

省略				
----	--	--	--	--

注1 省略

2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		使 用 料
研修室	省略	
	第2研修室	330円
	省略	
省略		

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第8条 愛媛県生涯学習センター管理規則(令和2年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
特別利用料				特別利用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
閲覧	1点1回につき	550円		閲覧	1点1回につき	520円	
模写・模造	1点1回につき	5,500円		模写・模造	1点1回につき	5,230円	
撮影・複写	1点1回につき	5,500円		撮影・複写	1点1回につき	5,230円	
原版使用	1点1回につき	5,500円		原版使用	1点1回につき	5,230円	
注 省略				注 省略			

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第9条 愛媛県総合科学博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
特別利用料				特別利用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
閲覧	1点1回につき	550円		閲覧	1点1回につき	520円	
模写・模造	1点1回につき	5,500円		模写・模造	1点1回につき	5,230円	
撮影・複写	1点1回につき	5,500円		撮影・複写	1点1回につき	5,230円	
原版使用	1点1回につき	5,500円		原版使用	1点1回につき	5,230円	
注 省略				注 省略			

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第10条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
特別利用料				特別利用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
閲覧	1点1回につき	550円		閲覧	1点1回につき	520円	

模写・模造	1点1回につき	5,500円
撮影・複写	1点1回につき	5,500円
原版使用	1点1回につき	5,500円

注 省略

模写・模造	1点1回につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

注 省略

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第11条 愛媛県美術館管理規則(令和2年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第11条関係)			別表(第11条関係)		
1 常設展観覧料			1 常設展観覧料		
区分	一般	団体 (20人以上)	区分	一般	団体 (20人以上)
1 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒、大学の学生その他これらに類する者	<u>220円</u>	<u>170円</u>	1 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒、大学の学生その他これらに類する者	<u>200円</u>	<u>160円</u>
2 15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1の項に該当する者を除く。)	<u>330円</u>	<u>260円</u>	2 15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1の項に該当する者を除く。)	<u>310円</u>	<u>250円</u>
2 施設使用料			2 施設使用料		
省略			省略		
注 省略			注 省略		
3 特別利用料			3 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
観覧	1点1日につき	<u>550円</u>	観覧	1点1日につき	<u>520円</u>
模写・模造	1点1日につき	<u>5,500円</u>	模写・模造	1点1日につき	<u>5,230円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,500円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,230円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,500円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,230円</u>
注 省略			注 省略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表1の表の規定、第7条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用規則別表の規定及び第11条の規定による改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、施行日以後の試験、検査、分析及び使用(以下「試験等」という。)に係る使用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料及び施行日以後の試験等に係る使用料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

4 第8条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理規則別表の規定、第9条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理規則別表の規定及び第10条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理規則別表の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴

収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県規則第15号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年愛媛県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>（保育室等の基準）</p> <p>第3条 条例第7条第3項の規則で定める基準は、児童福祉施設基準省令第32条第8号に定める基準をもって、その基準とする</p> <p>_____。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の準用）</p> <p>第3条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号。以下「児童福祉施設基準規則」という。）第10条及び第11条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える児童福祉施設基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第32条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第10条	条例第45条第3項（条例第43条第1項において準用する場合を含む。） 保育室等を2階	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階
	該当するものであること。	該当するものであること。この場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。		とする _____。	とする _____。この場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
第32条第8号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建	省略	第10条第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下_____同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建	省略

	物にあつては、耐火建築物)	
第32条第8号ロ	省略	
第32条第8号ハ	省略	
第32条第8号ヘ	省略	

附 則

(設置に係る特例)

- 2 この規則の施行の日前から幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第3条において読み替えて適用される児童福祉施設基準省令第32条第8号の規定の適用については、当分の間、同号中「次のイ、ロ及びヘの要件」とあるのは、「耐火建築物であり、かつ、園児の待避上必要な設備を備えるもの」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の日前から保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、第3条の表(児童福祉施設基準省令第32条第8号イの読替規定に限る。)の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的読替え)

	物にあつては、耐火建築物)	
第10条第2号	省略	
第10条第3号	省略	
第10条第6号及び第11条第5号	省略	
第11条	条例第46条	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第46条
第11条第1号及び第4号	幼児	園児

附 則

(設置に係る特例)

- 2 この規則の施行の日前から幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第3条において読み替えて準用する児童福祉施設基準規則第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「第1号、第2号及び第6号の要件に」とあるのは、「耐火建築物であり、かつ、園児の待避上必要な設備を備えるものであること」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の日前から保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、第3条の表(児童福祉施設基準規則第10条第1号の読替規定に限る。)の規定は、適用しない。

第2条 条例第4条の規定により児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	この章	この章（第40条を除く。）の規定及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第14号。以下「基準条例」という。）第5条又は第6条
第54条の5及び第54条の9	除く	除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする
第64条	第36条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第36条
第71条、第71条の2及び第71条の6	第34条から第45条まで	第34条、第35条、基準条例第4条の規定により読み替えられた第36条、第37条から第45条まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第33条第3項	この章	この章（第37条を除く。）の規定及び愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第15号。以下「基準条例」という。）第5条
第57条	第20条から第38条まで	第20条から第32条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第33条、第34条から第38条まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16

号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的読替え)

第2条 条例第4条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第66条第2項	この章	この章(第70条を除く。)の規定及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号。以下「基準条例」という。)第5条
第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項	第66条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第66条
第132条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年愛媛県条例第18号)又は愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年愛媛県条例第21号)
第132条第3項	この省令	基準条例
第203条第3項	基準	愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第47号)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○**愛媛県規則第19号**

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的読替え)

第2条 条例第4条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第40条第3項中「この章」とあるのは、「この章(第44条を除く。)の規定及び愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第17号)第5条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条第2項	この章	この章（第8条を除く。）の規定及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号。以下「基準条例」という。）第4条
第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条	第24条から第26条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条、第25条から第26条まで
第90条第1項	指定通所支援基準の規定	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第14号）の規定

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則（平成25年愛媛県規則第5号）
- (2) 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第6号）
- (3) 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第34条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第7条を除く。）の規定及び愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）第4条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第2条の規定により軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第2項	第7条から第9条まで	第7条、第9条
	規定を遵守させる	規定並びに愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第23号。以下「基準条例」という。）第3条の規定を遵守させる
附則第2条第1号	附則第3条から附則第10条まで	次条から附則第9条まで及び基準条例第2条の規定により読み替えられた附則第10条の規定並びに基準条例第3条
附則第10条	第22条及び	基準条例第2条の規定により読み替えられた第22条及び
	第22条第2項中「第7条から第9条まで	基準条例第2条の規定により読み替えられた第22条第2項中「第7条、第9条
	並びに附則第10条において準用する第7条から第9条まで	の規定並びに附則第10条において準用する第7条、第9条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第21条第2項中「第7条から第9条まで」とあるのは「第7条、第9条」と、「規定を遵守させる」とあるのは「規定並びに愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第24号）第4条の規定を遵守させる」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項第2号イ	第8条第1項に規定する計画	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第11条第1項第2号ロ	第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の2まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の2までの規定並びに基準条例第4条
第35条第1項第2号イ	第42条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第35条第1項第2号ロ	第42条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第42条及び第63条	第20条から第23条まで	第20条から第22条の2まで、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条
	第23条第2項中「第7条から第9条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「第7条、第9条
	並びに	の規定並びに
	準用する第8条、第9条	準用する第9条
第55条第1項第2号イ	第59条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第55条第1項第2号ロ	第59条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第59条	第17条から第29条まで	第17条から第22条の2まで、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条、第24条から第29条まで
	第23条第2項中「第7条から第9条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「第7条、第9条
	並びに第59条において準用する第7条から第9条まで	の規定並びに第59条において準用する第7条、第9条
第61条第1項第2号イ	第63条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第61条第1項第2号ロ	第63条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
附則第3条第1項	第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号	基準条例第3条の規定により読み替えられた第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号

第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「4人」とあるのは「原則として4人	基準条例第3条の規定により読み替えられた第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
--	---

2 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	第3章	第3章（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）及び基準条例第4条
附則第3条第2項	第3章	第3章並びに基準条例第4条

3 条例第3条の規定により地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。以下「整備省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における整備省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える整備省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号）第3条の規定により読み替えられた新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ
	新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人	これらの規定中「1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる
	4人以下	4人以下とすること

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第2項	この章	この章（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により

		読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする。)
第39条の3	前節	前節(基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする。)
第43条	第6項を除く	第6項を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする
第52条第2項	この節	この節(基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする。)
第58条	第54条を除く	第54条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする
第74条、第83条、第91条、第205条、第206条及び第216条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
第105条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	と読み替えるものとする	と、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「この節(」とあるのは「この節(第103条を除き、)」と、「読み替え後のものとする。)」とあるのは「読み替え後のものとする。)」の規定及び基準条例第5条」と読み替えるものとする
第105条の3	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第95条第4項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読み替え後のものとする。)」とあるのは「読み替え後のものとする。)」の規定及び基準条例第5条」と、第95条第4項
第109条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第96条第2項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読み替え後のものとする。)」とあるのは「読み替え後のものとする。)」の規定及び基準条例第5条」と、第96条第2項
第116条第2項	この節	この節(基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読み替え後のものとする。))の規定及び基準条例第5条
第124条第1項第2号イ	第140条において準用する第103条第1項に規定する計画	基準条例第5条第1項に規定する事業所防災計画(以下「事業所防災計画」という。)
第124条第1項第2号ロ	第140条において準用する第103条第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第140条、第140条の15、第140条の32及び第155条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第101条第3項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読み替え後のものとする。)」とあるのは「読み替え後のものとする。)」の規定及び基準条例第5条」と、第101条第3項
第140条の4第1項第2号イ	第140条の13において準用する第140条において準用する第103条第1項に規定する計画	事業所防災計画
第140条の4第1項第2号ロ	第140条の13において準用する第140条において準用する第103条第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画

第140条の13	及び第139条から第140条（第101条の準用に係る部分を除く。）まで	、第139条、第139条の2及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第140条（第101条の準用に係る部分を除く。）
第155条の12	第155条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第155条
第191条の3第2項第2号	第181条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第181条第2項
第192条及び第192条の12	第52条 、第104条第2項第1号	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条 、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。」の規定及び基準条例第5条」と、第104条第2項第1号
第192条の11第2項第7号	第181条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第181条第2項
第217条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における平成15年改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成15年改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条	第9章第5節（第140条の4第6項第1号口 ⁽²⁾ を除く。）	第9章第5節（第140条の4第6項第1号口 ⁽²⁾ 及び第140条の13（新基準第140条の規定により新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）及び基準条例第5条
附則第4条第2項	第5節	第5節（第140条の13（新基準第140条の規定により新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに基準条例第5条

3 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における平成17年改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成17年改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	第5節	第5節（第155条の12（指定居宅サービス等新基準第155条の規定により指定居宅サービス等新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに同条例第5条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第52条第2項	この節	この節（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）
第61条	第55条を除く	第55条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする
第74条、第84条、第93条、第276条、第280条及び第289条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
第119条第2項	この節及び次節	この節（第120条の4を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）及び次節の規定並びに基準条例第5条
第132条第1項第2号イ	第142条において準用する第120条の4第1項に規定する計画	基準条例第5条第1項に規定する事業所防災計画（以下「事業所防災計画」という。）
第132条第1項第2号ロ	第142条において準用する第120条の4第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第142条、第166条、第185条及び第195条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第53条の2の2第2項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の2の2第2項
第153条第1項第2号イ	第159条において準用する第142条において準用する第120条の4第1項に規定する計画	事業所防災計画
第153条第1項第2号ロ	第159条において準用する第142条において準用する第120条の4第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第159条	第140条から第142条（第120条の2の準用に係る部分は除く。）まで	第140条、第141条、基準条例第4条の規定により読み替えられた第142条（第120条の2の準用に係る部分を除く。）
第210条	第195条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第195条
第244条第2項第2号	第237条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第237条第2項
第245条	第50条の2から第52条まで	第50条の2から第51条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条

	、同項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の4第1項
第261条第2項第7号	次条において準用する第237条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第237条第2項
第262条	第50条の2から第52条まで	第50条の2から第51条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第53条の4第1項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の4第1項
第280条	第276条を除く	第276条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられる
第293条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第2項	この章	この章（第26条を除き、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第5条
第37条第2項第2号	第8条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第8条第2項
第49条	第17条から第22条の2まで、第24条の2及び第26条から第37条まで	第17条から第21条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第22条、第22条の2、第24条の2、第26条から第36条まで及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第37条
	第22条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第37条第2項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第49条において準用する第8条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第22条第2項中「この章（第26条」とあるのは「第5章第3節（第49条（第26条を準用する部分に限る。））」と、基準条例第4条の規定により読み替えられた第37条第2項第2号中「基準条例第4条」とあるのは「第49条において準用する基準条例第4条
第50条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附則第4条第1項	第3条第1項第1号	基準条例第4条の規定により読み替えられた第3条第1項第1号
	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること

2 条例第4条の規定により指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第2項	第5章	第5章（第49条（新基準第26条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）及び基準条例第5条
附則第4条第2項	第5章	第5章並びに基準条例第5条

3 条例第4条の規定により地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。以下「整備省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における整備省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える整備省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第2項	新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ	愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号）第4条の規定により読み替えられた新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ
	1人	1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる
	4人以下	4人以下とすること

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第1号口(1)	第28条第1項に規定する計画	愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第4条第1項第1号口(2)	第28条第1項	基準条例第4条第2項
	同項に規定する計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第24条第2項	この章	この章（第28条を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第38条第2項第3号	第9条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第9条第2項
第41条第4項第1号口(1)	第50条において準用する第28条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第41条第4項第1号口(2)	第50条において準用する第28条第1項	基準条例第4条第2項
	同項に規定する計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第50条	第22条から第24条の2まで、第26条の2及び第28条から第38条まで	第22条、第23条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条、第24条の2、第26条の2、第28条から第37条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第38条
	第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節	基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条第2項中「この章（第28条）」とあるのは「第5章第3節（第50条（第28条を準用する部分に限る。））」
	第38条第2項第3号中「第9条第2項」とあるのは「第50条において準用する第9条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた同項第3号中「基準条例第3条」とあるのは「第50条において準用する基準条例第3条
第51条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第3条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第5条第1項	第5章（第41条第2項第1号イ(3)及び同号口(2)を除く。次項において同じ。）	第5章（第41条第2項第1号イ(3)及び同号口(2)並びに第50条（介護老人保健施設新基準第28条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。次項において同じ。）及び基準条例第4条
附則第5条第2項	第5章	第5章及び基準条例第4条
附則第6条第2項	第5章	第5章（第50条（介護老人保健施設新基準第28条を準用する部分に限る。）を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに基準条例第4条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第30号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）に定める基準を条例第3条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条第2項	この章	この章（第27条を除き、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第36条第2項第2号	第10条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第10条第2項
第50条	第21条から第23条の2まで、第25条の2及び第27条から第36条まで	第21条、第22条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条、第23条の2、第25条の2、第27条から第35条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第36条
	第23条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第36条第2項第2号中「第10条第2項」とあるのは「第50条において準用する第10条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「この章（第27条）」とあるのは「第5章第3節（第50条（第27条を準用する部分に限る。））」と、基準条例第3条の規定により読み替えられた第36条第2項第2号中「基準条例第3条」とあるのは「第50条において準用する基準条例第3条
第51条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第3条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第8条第2項	第5章	第5章（第50条（指定介護療養型医療施設新基準第27条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに同条例第4条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第31号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年愛媛県規則第17号）の全部を改正する。
 （趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項第1号口(1)	第32条第1項の規定による計画	愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第31号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第6条第1項第1号口(2)	第32条第1項	基準条例第4条第2項
	同項の計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第27条第2項	この章	この章（第32条を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第42条第2項第3号	第13条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第13条第2項
第45条第4項第1号口(1)	第54条において準用する第32条第1項の計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第45条第4項第1号口(2)	第54条において準用する第32条第1項	基準条例第4条第2項
	同項の計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第54条	第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条まで	第25条、第26条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第27条、第28条、第30条の2、第32条から第41条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第42条
	第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節	基準条例第3条の規定により読み替えられた第27条第2項中「この章（第32条）」とあるのは「第5章第3節（第54条（第32条を準用する部分に限る。））」
第55条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県特殊詐欺等撲滅条例（令和3年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報取扱事業者 条例第20条第1項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- (2) 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類で

あって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。）をいう。

- (3) 法人名等確認書類 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。）をいう。
- (4) 書留郵便等 書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。
- (5) 転送不要郵便物等 その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。
- (6) 本人限定受取郵便等 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。
- (7) 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名宛人の住所を確認し、名宛人本人から氏名等確認書類又は法人名等確認書類の提示を受け、かつ、当該提示を受けた書類の情報を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。
- (8) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (9) 電子証明書 自然人にあっては電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第6項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第1項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

（個人データの第三者提供に係る確認の方法）

第3条 条例第20条第1項の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方（個人データ（条例第20条第1項に規定する個人データをいう。以下同じ。）の提供を受けようとする者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 自然人 次のいずれかに掲げる方法

ア 相手方から氏名等確認書類の提示を受ける方法（写真の貼付された氏名等確認書類により確認を行う場合は相手方と貼付された写真を照合して確認するものとし、その他の氏名等確認書類により確認を行う場合は複数の氏名等確認書類の提示を受けるものとする。）

イ 相手方から氏名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて、本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等（個人データが記録された文書、図画又は電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）を送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信する方法で相手方に提供する場合は、あらかじめ、氏名等確認書類又はその写しの送付を受け、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて、本人限定受取郵便等により当該個人データの提供に係る契約書類等を送付した後に提供するものとする。）

ウ 相手方に対して、特定事項伝達型本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等を送付する方法

エ 相手方から電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送付を受ける方法

(2) 法人 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該法人の代表者、使用人その他の従業者又は自然人である代理人（以下「代表者等」という。）から法人名等確認書類の提示を受け、かつ、現に当該法人名等確認書類の提示をした代表者等について前号アに掲げる方法により次条第1号に規定する事項を確認する方法

イ 相手方から法人名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該法人等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該法人名等確認書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載がある場合は、これらを含む。以下この号において同じ。）に宛てて、個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信する方法で相手方に提供する場合は、あらかじめ、法人名等確認書類又はその写しの送付を受け、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、転送不要郵便物等により当該個人データの提供に係る契約書類等を送付した後に提供するものとする。）

ウ 代表者等からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を当該法人の代表者等から受信する方法

2 相手方が人格のない団体である場合は、当該団体のために現に個人データを受け取ろうとする自然人を相手方とみなして、前項第1号の規定を適用する。

（個人データの第三者提供に係る確認事項）

第4条 条例第20条第1項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とす

る。

- (1) 自然人 氏名、住所及び生年月日
 - (2) 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。